

滝沢市自治基本条例

前文

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。

また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政124年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。

私たちに、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかなければなりません。

これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。

【解説】法体系下における条例において、前文で掲げた事項はその拘束力等は生じませんが、条例制定時の背景やその趣旨、基本的な考えを強調するために、個別条項の冒頭に敢えて掲げています。

滝沢村から滝沢市へと移行する年に本条例を策定するに当たり、124年の村政の歴史や文化を忘れず、誇りを持ち、次代を担う子ども達に引き継いでいく姿勢を示しています。

また、これからの時代を力強く生き抜き、新市の発展を確かなものとするために、市民が主体となった住民自治を深化させることを理念として、その実現ために本条例を制定することについて謳っています。

第1章 総則

【解説】 この章では、自治基本条例を制定する目的や使用する用語の定義、本条例の位置付けについて、全体にかかる事項を明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。

【解説】

自治基本条例を制定する目的と、そのことを通じて実現を目指す地域の姿を明らかにしています。本条例の全ての条項は、この目的を実現するために定めているものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 本市に住所を有する者

イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者

ウ 本市で公益性を有する活動を行う者

(2) 市 市長その他の執行機関をいいます。

(3) 市政 行政及び議会の運営をいいます。

(4) 協働 市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。

(5) 地域づくり 地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすい地域を実現するための取組をいいます。

(6) 参加 市民が、市政又は地域づくりに関わり、意見を表明し、及び行動することをいいます。

(7) 地域コミュニティ 自治会及び公益性を有する活動を行うもの並びにこれらを含む総体をいいます。

【解説】本条例で使用する用語について、定義しています。

第1号 本来、住民自治における主体は「ア」のみですが、本条例においては「イ」「ウ」も含んで、本市区域内の住所の有無を問わず、居住している者、通勤又は通学している者、公益性のある活動を行う者（団体含む）を「市民」として定義しています。これは、これからの地域づくりにおいて、本市に関わる全ての方の連携・協力が必要不可欠であるとの考えから、本来の住民自治の主体を拡大し、その可能性の発展を妨げない内容としています。

第2号 本市における行政執行の総体として「市」としています。具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者を想定しています。

第3号 本条例では、「市政」という用語を行政のみならず議会の活動も含んで使用していることから、解説も含めて定義しています。

第4号 「協働」を行うもの及びその内容について、解説も含めて定義しています。

第5号 本条例の目的にもある「地域づくり」という用語についてその解説も含めて定義しています。

第6号 一般的に使用される「参加」という用語について、本条例における内容を解説も含めて定義しています。

第7号 本市地域内で公益的活動を行う、多様な集団や団体またはその総体を「地域コミュニティ」として定義しています。地域には様々な団体等が活動しています。それぞれの個別の活動またはそれらの総体として「地域」を意識した活動が必要であり、この「地域コミュニティ」の理念や原則を、第5章で謳っています。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、滝沢市の自治に関する最高規範であり、個別の条例及び規則の制定等又は総合計画等各種計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講ずるものとします。

3 市民、市及び議会は、この条例に定める事項を相互に関連付けることにより、より効果的に活用し、住民自治の深化を図るものとします。

【解説】

第1項 本条例は、自治における基本原則等を定めたものであり、市の他の条例等は、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重した内容とするという理念を謳っています。このことから、自治基本条例は最高規範性を持ったものと位置付けられます。

第2項 自治基本条例は基本原則等を定めたものであり、その原則を受けて詳細な運用方法を定める個別の条例等が存在して、初めて具体化されます。第2項では、それらの個別条例等の制定等を定めることにより、その具体化を保障しています。

第3項 本条例は、全36条で構成されています。しかし一つ一つの条項を単独で運用しては、必ずしも本条例の目的に沿う活動が効果的に展開されるとは言えません。よって一つ一つの条項を、本条例の趣旨に合致するよう適宜相互に関連付け、条例の目的に沿った効果的な活動を行わなければならないことについて定めています。

第2章 理念及び原則

【解説】この章では、自治基本条例において最も重要である芯となる事項を掲げています。市民一人一人がどんなことを心がけ、行動していくのかを憲章として示し、また滝沢をどんな地域にしていくのかを具体分野ごとに掲げ、その実現のための基本となる原則を定めています。

(市民憲章)

第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。

滝沢市民憲章

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは一人一人が大きな夢をいただきます。

地域の絆と支えあいを築きます。

楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。

健康で心豊かな生活をめざします。

未来に輝く子どもたちを育てます。

【解説】

市民一人一人がどんなことを心がけ、行動していくのかについて、「想いの象徴」と位置付け憲章として示しています。

- ・個として、一人一人が自分の夢を抱きながら、
- ・それぞれが助け合い、地域の絆を築き、
- ・その中で自分の生きる喜び、楽しみを実感し、
- ・心豊かな生活の営みを目指します。
- ・また次代を担う子ども達を、地域活動を通じて育てます。

この様な想いを、憲章に込めています。

(めざす地域の姿)

第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。

- (1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

【解説】

第4条が個々に心がけるものであるのに対して、第5条は地域全体としてどんな地域を目指すのかを、具体的な分野ごとに示しています。この内容は、たきざわ未来創造会議（※1）が行ったPI（※2）で得た意見等を集約し、作られています。

（※1）たきざわ未来創造会議…自治基本条例策定に際して、その内容を考えるために住民自らが組織した団体です。PIの実施のほか、条例に盛り込むべき事項の検討や、素案の検討・作成を約1年かけて実施しました。

（※2）PI…パブリックインボルブメント。計画などを策定する際に、案を示して意見を募る「パブリックコメント」とは異なり、案の策定段階から意見を募り、素案に反映して作り上げていく手法です。

今回の自治基本条例の策定に際しては、たきざわ未来創造会議が約60団体、1,100名からの意見及び340人の小学生からの作文によりその想いを抽出しています。

（基本原則）

第6条 市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。

- （1）自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- （2）市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。
- （3）協働による地域づくりを推進します。
- （4）市政及び地域の情報は、互いに共有します。

【解説】

第5条を受けて、それらの実現のために必要となる4つの基本原則を定めています。

第1号 自治の基本となる事項です。当然の内容ではありますが、市の憲法ともいえるべき自治基本条例になくってはならない事項であり、改めて基本原則の冒頭で謳っています。

第2号 市民が市政に参加する権利を有していることはもちろんのこと、ここではそのことに留まらず、自治の主体として積極的に地域の活動に参加し、地域の課題を地域自らの活動により解決していくこと。そして市政に参加し、地域の想いを発信し、行政や議会とともに地域づくりを行うことが重要であるということを定めています。この原則を受けて、具体的な事項を第8条及び第11条で改めて謳っています。本来の自治の上では、第1号にもあるとおり、市民は自治の主体であり、参加に留まらず、参画・協働、そして主体となるべき内容を含んだものとしており、自治基本条例の制定を受けて市民が主体となった地域の活動が、日常的に行われることが期待されます。

第3号 地域づくりを「市民」「行政」「議会」がそれぞれの役割に基づいた協働により進めていくことを原則として定めています。この原則を受けて、具体的な事項を第3章で改めて謳っています。

第4号 市民の行政情報を知る権利についてはもちろんのこと、ここではそのことに留まらず、地域内で活動する誰もが互いに情報を発信し、収集し、共有することが重要であることとして定めています。この原則を受けて、具体的な事項を第10条で改めて謳っています。

第3章 協働による地域づくり

【解説】 この章では、これからの地域づくりにおける基本的原則を掲げ、また、それぞれの役割を定めています。この章で定めている内容は、自治基本条例の核となる部分であり、住民自治の趣旨に則った、欠かすことのできない考え方となっています。

（協働による地域づくり）

第7条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、前条第3号に規定する基本原則に基づき、協働により推進するものとします。この場合において、必要に応じて協定等を締結し、役割等を定めるものとします。

【解説】

これからの地域づくりにおいては、「市民」「行政」「議会」が協働して進めていくことを基本原則として掲げています。またここでいう「協働」は三者によるものだけではなく、「市民」同士での協働も想定しており、より活発な活動を期待して原則としています。

さらには、必要に応じて協定等により、実際に協働による地域づくりを進める際の、その目的や役割等を明らかにすることについて定めています。

（協働における役割）

第8条 市民は、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。

- 2 市民は、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。
- 4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。

【解説】

第1項 協働における、「市民」の役割を定めています。市民は自治の主体であり、また、市民によって構成される地域内の団体は、自治の担い手となります。市民はそのことを自覚し、地域の課題を自分達で解決していくという自治の本来の姿を求め、市民の役割としています。

第2項 第1項と同じく、協働における、「市民」の役割を定めています。自治の主体である市民は、行政や議会に地域づくりの一端を信託しているものであり、自分達だけでは解決できない課題等について、行政や議会とともに取り組み、地域づくりを進めて行く姿を求め、市民の役割としています。

第3項 協働における「行政」の役割を定めています。行政は、自治の主体である市民がより活発に活動できるよう支援する役割があるとともに、地域づくりを具体的に推進するための計画や制度等を策定することについて定めています。計画や制度を定め、地域づくりの具現化を図ることは、行政の重要な役割です。

第4項 協働における「議会」の役割を定めています。議会は、市民の意見や思いが行政の政策に反映されるよう監視する役割があり、相互の関係性を明らかにしています。

第4章 地域づくりの推進

【解説】 この章では、三者の協働による地域づくりを、具体的に推進する手段を定めています。

- ・ 市民と行政、議会相互での情報共有による、より確かな情報に基づいた地域の想いの形成。
- ・ 市民の積極的な市政参加によって、その想いを市政へと反映。
- ・ それらを基とした、具体的な事業計画をまとめた「総合計画」の策定。

以上を、第9条から第12条までで謳っています。

(総合計画)

第9条 市長は、第5条に掲げる、めざす地域の姿を踏まえ、総合的かつ計画的な地域づくりを推進するため、滝沢市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実行計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その実現を図るものとします。

- 2 総合計画を策定する場合は、市民が参加できる方法を用いるものとし、その意見を当該計画に反映するものとします。
- 3 基本構想は、議会の議決を経なければなりません。
- 4 市が行う政策は、総合計画に基づくものとします。
- 5 市長は、総合計画を展開し、その進捗状況を公表するものとします。
- 6 市長は、社会経済情勢の大きな変化及び第17条第2項に規定する行政評価による見直しを踏まえ、必要に応じて総合計画の見直しを行うものとします。

【解説】

第1項 市民の想いを反映した「総合計画」を、具体的に実施する事業計画群とし、地域づくりの方向性を示すことについて定めています。地方自治法の改正により、市町村の総合計画策定義務はなくなりましたが、本市ではその策定根拠を、自治基本条例で位置付けます。

第2項 総合計画の策定に際しては、市民が参加できる方法を用いることについて定めています。市民の想いを反映するため、当然必要となる事項です。

第3項 総合計画を構成する要素のうち、最上位である基本構想について、議会の議決を必要とすることについて定めています。議会は、市民の想いが反映されているかのチェックを、この条項に基づいて行うこととなります。

第4項 行政が行う各種事業は、総合計画に位置付けられた政策によるものであることについて定めています。このことにより、市民の思いが各事業にまで浸透することを確実なものとしています。

第5項 総合計画の展開を市長に義務付けるとともに、その進捗状況を公表することにより、透明性の確保を図ることについて定めています。

第6項 総合計画は一度策定したら修正しないというものではなく、社会経済情勢を注視し、必要に応じて修正することについて定めています。

(情報共有等)

第10条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、第6条第4号に規定する基本原則に基づき、情報を共有して推進するものとします。この場合において、市及び議会は、市政に関する情報について、市民に対し積極的かつ丁寧な説明を行う責任を負うものとします。

2 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

3 市は、個人に関する情報の保護及び行政情報の公開に関する手続その他の必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

【解説】

第1項 市民、行政、議会が協働し、より効果的に地域づくりを推進するため、行政情報のみならず議会や地域の情報を互いに発し、相互に共有する必要性について定めています。

さらには、行政や議会が積極的にその情報を発し、同時に説明する責任があることについて定めています。

第2項 行政や議会が所有する情報のうち、個人に関わる情報についてはその管理を適切に行い、漏洩等の事故が決して起こらないよう保護しなければならないことについて定めています。

第3項 情報の公開や個人情報の保護について、詳細を謳った個別の条例を定めて運用することについて定めています。本市では、「行政情報公開条例」「個人情報保護条例」をすでに制定しています。

(市政参加等)

- 第11条** 市及び議会は、市政について、市民の多様な参加の機会を設けるとともに、意見及び提案を求め、これを反映するよう努めるものとします。
- 2 市は、市民が市政に参加するに当たり、男女共同参画社会の形成等に配慮し、誰もが参加しやすい環境を整備するよう努めるものとします。
- 3 市及び議会は、子ども（18歳未満の市民をいいます。）が意見を表明できる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。
- 4 市民は、市及び議会が設ける多様な参加の機会を活用し、積極的に自治の主体として発言し、及び行動するよう努めるものとします。
- 5 市民は、公益的な観点から、市及び議会に対し市政に関する提案を行うことができるものとします。
- 6 市及び議会は、前項の提案があった場合は、公開を原則とした審査を実施し、有益であると認められる提案については、その実現に向けて適切な措置を講ずるものとします。
- 7 市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

【解説】

第1項 市や議会は様々な手段により、市民の市政参加の機会を設けることについて定めています。市民の想いを市政に反映させるために、市民の市政参加の機会を保障することは、とても大切なことです。

第2項 市政参加の機会を設けると同時に、行政は、男女共同参画社会の形成など、誰もが性別や年齢などに捉われず、参加し易い社会環境を整える必要があることについて定めています。

第3項 18歳未満の人が意見等を言える環境について定めています。児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）において、18歳未満を子どもと定義していることから、本条例においても18歳未満を児童としています。

第4項 市や議会がいくら市民参加の機会を設けても、その機会が利用されなくては意味がありません。よって自治の主体である市民が、それらの機会を利用して積極的に市政に参加することを、理念として定めています。

第5項 市民が、市政に参加するだけでなく、積極的に意見や提案が出来ることについて定めています。自治の主体である市民が、信託した行政や議会に対しその想いを伝えるために、欠かせない手段として位置付けています。

第6項 第5項の提案があった際の取扱いについて定めています。

第7項 第1項から第6項までの理念を受けて、市政参加に関する基本的な事項を定めた条例を別に定めて運用し、具現化することについて定めています。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施できるものとします。

2 市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。

3 市は、住民投票の市長への実施請求及び実施に係る手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

【解説】

第1項 市長が、市民の意思を確認するための住民投票について定めています。住民投票は、市民がその意思を伝える市政参加の一つの手段として位置付けています。

第2項 二元代表制での市民から選ばれた市長及び議員は、住民投票の結果が住民の意思であると受け止め、市民の信託に応えることについて定めています。

第3項 住民投票に関する基本的な事項を定めた条例を別に定めて運用し、具現化することについて定めています。本市では、「住民投票条例」をすでに制定しています。

第5章 地域コミュニティの運営

【解説】協働による地域づくりの主体である、「市民（地域）」、「行政」、「議会」が連携していくため、それぞれの今後のあるべき姿を明らかにする必要があります。この章では、これからの「地域」がどうあるべきかについて定めています。

（地域コミュニティ活動）

- 第13条** 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進するものとします。
- 2 地域コミュニティは、地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努めるものとします。
 - 3 地域コミュニティは、その活動に各世代の市民が参加できる機会を設けるとともに、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努めるものとします。

【解説】

第1項 地域内には様々な団体等が存在しており、その目的や活動内容も様々です。今後地域を更に活性化させるためには、同じ地域で活動している団体同士が互いの存在意義を尊重し、連携して共通の課題解決に取り組む必要があるため、その理念について定めています。

第2項 地域の想いを行政の政策に反映させるためには、同じ地域内で活動するそれぞれの団体が互いに連携し、自らの地域の将来像を共有していかなければなりません。また、その実現に向けた課題の解決に向けても互いに協力していかななくてはならないため、その理念について定めています。

第3項 地域の役割が増す中において、地域の活性化は一過性のものであってはなりません。自治基本条例では、「地域の将来を担う人材は、地域の活動の中で育まれる」という考えの下、その理念について定めています。

(運営の原則)

- 第14条** 本市に居住する者は、地域コミュニティを構成する各種団体（以下「各団体」といいます。）に積極的に加入し、その活動に参加するものとします。
- 2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わるものとします。
- 3 地域コミュニティは、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努めるものとします。
- 4 地域コミュニティは、その活動の活性化を図るため、各団体の相互で評価を実施し、その結果を共有してその後の活動に反映させるよう努めるものとします。

【解説】

第1項 地域で活動する各団体を構成するのは、その地域で暮らす人がほとんどです。自治基本条例では、自治の主体である「市民」が「地域」を意識し、地域活動を行う団体の重要性を認識して積極的に加入するなど、その活動に加わる必要性について定めています。（本条例の制定段階では、各地の地縁組織である「自治会」を想定しています。）

第2項 第1項の趣旨は、地域で暮らす人に限らず、通勤等に関わる人全てが活動に関わっていただきたいという期待を込めて、原則として定めています。

第3項 各団体が連携する上で必要となる事項について、相互の情報共有を挙げています。

第4項 各団体の活動の活性化に必要となる事項について、相互の活動評価の実施及びその結果の共有を挙げています。

(条例の制定)

- 第15条** 市は、地域コミュニティの活力が最大限に発揮されるよう、その役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

【解説】

自治基本条例で掲げた、本章を中心とした「地域のあるべき姿」の理念について、地域に関する基本的な事項を定めた条例を別に定めて運用し、具現化することについて定めています。この趣旨は、今後制定を予定している「（仮称）地域コミュニティ条例」につながるものです。

第6章 行政運営の原則

【解説】この章では、行政の運営に関する基本原則を定めています。市長を長とした行政が、市民の信託に応え、市民の想いを政策にきちんと反映させて事業を推進していくことは、とても重要なことです。そのことを踏まえ、信頼される行政のあるべき姿について定めています。

（財政運営の原則）

第16条 市は、健全な財政運営に努めるものとします。

2 市は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを公表するものとします。

【解説】

第1項 行政における財政運営は、最小の経費で最大の効果をあげるなど、健全なものでなければならないという考えの下、原則として定めています。

第2項 透明性の確保を目的として、中長期の財政見通しの策定や、予算の編成及び執行状況の公開について定めています。

（行政評価）

第17条 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため、政策、施策その他行政の運営に関する事項について行政評価を実施するものとします。

2 市は、前項の行政評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを総合計画の進行管理等及び予算の編成等に反映させるものとします。

3 市は、第1項の行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、行政評価の結果を公表するものとします。

【解説】

第1項 行政が実施する様々な事業等について、行政自らがその事業等の評価を行うことについて定めています。評価を行い、結果をその後の政策等につなげることは、とても大切なことです。

第2項 行政は評価結果に基づき、その政策等の見直しを行い、総合計画や予算の編成等に反映することについて定めています。

第3項 行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めることについて定めています。評価に際して、自らが行うことのみならず市民の声を交えて実施することは、市民の市政参加の意欲向上、そして何よりも市民主体の自治にもつながるものです。

(自治立法権の行使による政策実現)

第18条 市は、行政運営上の課題解決を図るため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令との整合性を図り、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努めるものとします。

【解説】

地方分権が進む中、地域の実情にあった政策を推進していくために、行政は自治立法権を最大限に行使し、その実現に向けて努めることについて定めています。

(行政組織)

第19条 市は、行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応するものとします。

【解説】

地域では、様々な課題があります。その課題解決のために、行政は常に横断的に対応可能となるよう、組織体制を整備していくことについて定めています。

(審議会等)

第20条 市は、法令等の規定により設置する附属機関及び必要に応じて設置する審議会等の委員を選任する場合は、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとします。

2 市は、会議及び会議録を公開しなければなりません。ただし、市長が公開することが適当でないと認める場合は、その限りではありません。

【解説】

第1項 設置される審議会の委員等について、選任に際しては専門的知見のほか、年齢や性別、地域などに配慮することについて定めています。また、可能な限り公募による委員の選任を行い、市政参加への意識の向上を図る必要があります。審議会は、市長からの様々な諮問に対して答申を行う機関であり、その委員の多様性保持は欠かせません。

第2項 審議会の会議記録について、原則公表とする内容を定めています。審議会における議論の内容を公表することは、行政の透明性確保につながる、とても重要な事項です。

(行政運営等に関する条例)

第21条 市は、行政の機能、役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

【解説】

自治基本条例で掲げた本章を中心とした「行政のあるべき姿」について、行政に関する基本的な事項を定めた条例を別に定めて運用し、具現化することについて定めています。この趣旨は、今後策定を予定している「(仮称)行政基本条例」につながるものです。

第7章 議会運営の原則

【解説】 この章では、議会の運営に関する基本原則を定めています。議会は、市民から選ばれ信託を受け、市の重要な事項を決定する大切な機関です。信頼を確保し、信託に応えることは、とても重要なことです。

（議会運営の原則）

第22条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

2 議会は、政策立案機能の充実を図るとともに、自治立法活動、調査活動等を行うものとします。

【解説】

第1項 議会の活動を積極的に情報提供することで、市民の市政参加を促すとともに、意思決定過程を分かりやすく伝え、透明性の高い議会運営に努めることについて定めています。

第2項 議会が、自らが持つ政策立案機能を積極的に活用して議会の充実を図り、住民の想いを行政の政策に反映させるよう努めることについて定めています。

（議会評価）

第23条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会の運営に関する事項について議会評価を実施するものとします。

2 議会は、前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとします。

3 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとします。

【解説】

第1項 議会が行う様々な活動について、議会自らが自分達の活動を振り返り、評価を行うことについて定めています。評価を行い、結果をその後の運営につなげることは、とても大切なことです。

第2項 議会は評価結果に基づき、自らの政策立案について見直しを行い、その機能の更なる充実を図り、議会の運営に反映することについて定めています。

【解説】

第3項 議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めることについて定めています。評価に際して、自らが行うことのみならず市民の声を交えて実施することは、市民の市政参加の意欲向上、そして何よりも市民主体の自治にもつながるものです。

（議会の運営等に関する条例）

第24条 議会は、議会の機能、役割その他必要な事項について別に条例を定めるものとしします。

【解説】

自治基本条例で掲げた本章を中心とした「議会のあるべき姿」の理念について、議会に関する基本的な事項を定めた条例を別に定めて運用し、具現化することについて定めています。この趣旨は、すでに制定されている「滝沢市議会基本条例」につながるものです。

第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携

【解説】 この章では、自治を効果的に進めるために必要となる「危機管理」及び「地域づくりにおける他者との連携・協力」について定めています。これらは第7章までで定めた自治の仕組みを安定して支えるために、欠かせないものと位置付けています。

(危機管理体制の確立)

- 第25条** 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。
- 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとします。
 - 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとします。
 - 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとします。

【解説】

第1項 誰もが安心して暮らすためには、緊急時を想定した普段からの対応も欠かせないことから、危機管理体制の確立について定めています。

第2項 危機管理は、各市町村の単独での対応では限界があります。近隣との連携はもとより、大規模災害を想定しての広範囲での連携・協力体制を確立しておく必要があります。

第3項 災害発生時には、行政だけの対応には限界があります。役割分担の下、地域が一体となって活動しなければなりません。各地域での初動活動については、地域コミュニティに担っていただくことはもとより、そのために日頃からの信頼関係の構築など必要とされることを定めています。

第4項 第3項の地域コミュニティ活動を支えるため、行政が行うべき内容について定めています。

(地域づくりにおける連携等)

- 第26条** 市民、市及び議会は、大学、研究機関、企業等と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。
- 2 市民、市及び議会は、国及び他の自治体と連携し、協力し、地域づくりの共通課題の解決に努めるものとします。
- 3 市民、市及び議会は、市外の人々と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。
- 4 市民、市及び議会は、国際交流の推進に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立った地域づくりを推進するものとします。

【解説】

第1項 地域には様々な「人」がいます。行政はより効果的な地域づくりのために多くの人たちと連携し、活動していかなければなりません。同時に、本市の地域内で活動する様々な「人」の協力を期待しています。

第2項 本市の地域内に留まらない広範囲にわたる課題については、近隣自治体や国、県と連携して課題解決を図ることが効果的であることから、共通課題を連携して解決することについて定めています。

第3項 本市内に限らず、市外の「人」からも広く知恵や意見を求め、より効果的な地域づくりを進めることについて定めています。またこのことは行政の活動に限らず、市民や議会等地域に関わる全ての活動に言えることです。

第4項 市内では、日本で生まれ育った方以外の方も生活を営んでいます。国際交流が活発化した現代において、滝沢の歴史や文化を守り育てると同時に、外国の言語や習慣等多くの文化に理解を示し、誰もが住みやすい地域づくりを進めていくことについて定めています。

第9章 権利及び責務

【解説】 この章では、自治の主体である市民の、自治における権利と責務について、また併せて地域づくりに関わる市長、議員及び市職員が守らなければならない責務について定めています。これらは第7章までで定めた自治の仕組みを安定して支えるために、欠かせないものと位置付けています。

(市民の権利及び責務)

- 第27条** 市民は、市政に参加する権利を有するとともに、自治の主体としてその発言及び行動に責任を持ち、積極的に市政に参加するよう努めるものとします。
- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、自らも積極的に市政に関する情報を入手するよう努めるものとします。
 - 3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとします。
 - 4 市民は、法令の定めるところにより選挙権を有するとともに、自治の主体として最大限その権利を行使するよう努めるものとします。

【解説】

第1項 市民が市政に参加する権利を有しているのは当然のことですが、これからの時代は市民・行政・議会が明確な役割分担の下に地域づくりを進めることが必要不可欠であり、市民は「自治の主体」としてそのことを自覚し、積極的な市政参加が求められます。自治基本条例ではこのことを「責務」と位置付け、積極的な市政参加を期待しています。

第2項 市民が市政に関する情報を知る権利を有しているのは当然のことですが、市民・行政・議会が連携協力して地域づくりを進めていく上では、情報は互いに発信し、互いに収集して共有することが必要不可欠です。自治基本条例ではこのことを「責務」と位置付け、市民の積極的な情報の入手を期待しています。

第3項 市民が適正な行政サービスの提供を受ける権利を有しているのは当然のことですが、発生するその経費についての応分の負担は必要不可欠であり、それぞれの法令等で定められた納税等の義務を、自治基本条例でも「責務」として位置付けています。

第4項 市民が法令等の定めるところにより選挙権を有しているのは当然のことではありますが、「自治の主体」としてそのことを自覚し、市政にその意思を伝えることは、住民自治による地域づくりを進める上では必要不可欠であり、自治基本条例ではこのことを「責務」と位置付け、その権利の最大限の行使を期待しています。

(市長の責務)

第28条 市長は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、行政運営に関する基本方針を毎年度策定し、公表し、その方針に基づいて職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、職員の能力向上に努めるとともに、適切に指揮監督し、行政運営を行わなければなりません。

3 市長は、選挙公約を総合計画に反映させるよう努めるものとします。

【解説】

第1項 計画的かつ効率的な行政運営を行い、また、透明性を確保するために、市長が行政運営に関する基本方針を毎年作成し、公表することを定めています。「市民とともに地域づくりを推進するという認識」とは、具体的には、住民自治において「市民の想いが行政の政策に反映されなければならないという認識」としてしています。

第2項 市長は、適切な政策の展開を図るため、第1項に基づく基本方針を職員に徹底するとともに、適切に指揮監督し、また教育・研修等の環境を整え、その能力の向上に努めることについて定めています。

第3項 市長は、選挙公約を実現する手段として、公約を総合計画に反映させて実現を図るよう努め、市民の信託に応えることについて定めています。総合計画は、行政の政策を実施するための各種計画や事業の集合体系であり、予算との関連付けをもって具体的に実施されるものです。よって必然的に、現実的かつ長期にわたり効果的で、偏向のない公約が求められます。

(市議会議員の責務)

第29条 議員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、常に市民全体の利益を優先し、職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。

【解説】

第1項 議員は、常に市民全体の利益を優先し、住民の思いが行政の政策に反映されるよう、職務を遂行しなければならないことについて定めています。

第2項 二元代表制のもと、議員は自らの考えを明らかにし、また市民の意見を聴いて議会全体の運営に反映させ、その信託に応えることについて定めています。

(市職員の責務)

第30条 職員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、行政運営上の課題等に的確に対応するため、積極的に知識、技能等の習得に努めるものとします。

3 職員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、市民との対話を図るとともに、地域コミュニティの一員として、自らも積極的に地域づくりの活動に参加するよう努めるものとします。

【解説】

第1項 市職員が職務を遂行することについての責務を、改めて自治基本条例でも定めています。

第2項 市職員が職務を確実に遂行し、課題等の解決を効果的に図るためには、専門知識や技能の習得は必要不可欠であり、能力向上のための自己研鑽について定めています。

第3項 市職員は従来どおりのやり方で仕事をするのではなく、市民との対話を重視し、市民目線で職務を遂行することについて定めています。そのため、地域コミュニティの一員として、様々な場面でその活動に参加することについても定めています。

第10章 公正及び信頼の確保

【解説】この章では、行政が市民から信頼され、透明性の高い市政運営を推進することについて定めています。これらは第7章までで定めた自治の仕組みを安定して支えるために、欠かせないものと位置付けています。

(行政手続)

第31条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、市民の権利利益を保護するとともに、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。

【解説】

行政執行に伴い、市民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、その権利利益を保護するため、市民からの申請などに対する手続きを公正に行うことを定めています。

(倫理)

第32条 市長及び議会は、政治倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

2 市長は、公務員倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

【解説】

第1項 市長及び議員は、直接選挙によって選ばれ、二元代表制のもとに信託された者として、職務執行に当たっての公正性と高潔性を明らかにするための政治倫理に関する事項について定めています。

第2項 職員は市民のために職務を遂行しなければならない、全体の奉仕者としての公務員倫理を確立し、住民の信頼の確保を図る必要性について定めています。

(公益通報等)

- 第33条** 市長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及び同様の取扱いに対する公益通報（以下「公益通報」といいます。）を受ける体制を整備しなければなりません。
- 2 市は、市民からの意見、要望等（以下「意見等」といいます。）を受けた場合は、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとします。
- 3 市及び議会は、公益通報又は意見等を行った者に対し、それを理由とする不利益な取扱いを一切してはなりません。
- 4 市は、公益通報及び意見等の処理に係る手続その他必要な事項について、別に条例等を定めるものとします。

【解説】

- 第1項** 市が、公益通報者保護法の趣旨に基づき、公益通報を受け体制を整備し、市民の信頼の確保を図ることについて定めています。
- 第2項** 行政運営における意見等について、市が市民の権利や利益を擁護し、迅速かつ適切な対応を行い、市民の信頼の確保を図ることについて定めています。
- 第3項** 公益通報者保護法の趣旨に基づき、通報者に対する不利益な取扱いを保護することはもとより、行政運営に対する意見等を行った者についても同様とし、市民の信頼の確保を図ることについて定めています。
- 第4項** 公益通報及び行政運営に対する意見等の取扱いについて、それぞれ条例等で具体的に定めることについて定めています。

第11章 条例の実効性の確保等

【解説】自治基本条例は、単に制定しただけでは意味がありません。この章では、条例の実効性を確保するための仕組みや見直しの方法について定めています。これらは第7章までで定めた自治の仕組みを安定して支えるために、欠かせないものと位置付けています。

(条例の運用状況の調査等)

- 第34条** 市民、市長、議員及び職員は、この条例を遵守し、地域づくりを推進するものとします。
- 2 市長は、この条例の運用状況の調査及び検討を毎年行い、その結果を公表するものとします。
- 3 市長は、前項の規定による調査及び検討の結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとします。

【解説】

第1項 自治の主体である市民を始めとして、地域に関わる全ての人がこの条例の趣旨を十分に理解し、遵守して地域づくりを進めていくことを原則として定めています。

第2項 この条例が単に制定しただけで終わらないよう、それぞれの運用状況等の調査を市長自らが行い、検証し、その結果を公表する義務について定めています。

第3項 第2項の調査・検証により、既存条例等の改廃や新規制定、事業化、制度化等の改善の必要があるものについて、適切な措置を講じる義務について定めています。

(条例の検証等)

第35条 市長は、別に条例で定めるところにより、滝沢市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」といいます。）を設置するものとします。

2 委員会は、この条例の運用状況及びこの条例に基づく地域づくりに関して、市長に提言できるものとします。

3 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、地域づくりを推進するために解決すべき課題、必要な措置等を検討し、その結果を市長に答申するものとします。

4 市長は、委員会の答申又は提言を尊重し、その内容を公表するものとします。

【解説】

第1項 この条例が単に制定しただけで終わらないよう、市長の自らの調査・検証にとどまらず、公平な視点での調査・検証のための組織を設置することについて定めています。

第2項 調査・検証のための委員会は、自ら条例の趣旨に基づいた各取組の検証を始めとし、その課題の抽出及び解決策の検討を行い、その結果を市長に対して提言できることについて定めています。

第3項 調査・検証のための委員会は、市長の諮問に応じて、条例の趣旨に基づいた各取組の検証を始めとし、その課題の抽出及び解決策の検討を行い、その結果を答申することについて定めています。

第4項 市長は、各政策等を策定、実施する上で、第2項の答申又は提言結果を最大限に尊重し、またその内容を公表しなければならないことについて定めています。

(条例の見直し)

第36条 市長は、前2条の規定によりこの条例の見直しを行う場合は、多様な方法を用いて、市民の意見及び提案を求めるよう努めるものとします。

【解説】

第34条及び第35条の調査・検証の結果、この条例に見直しの必要が生じた場合、広く市民からの意見・提案を求めることが必要です。意見・提案の求め方は時代によって変化します。よって、その時々に応じた様々な手法によって、意見・提案を求める必要があります。